

《キャッシュカード規定》

1. 契約の成立

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. カードの利用

当組合が普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます）は、現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます）を使用して次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という）の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下「預金」という）に預入れをする場合
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」という）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

3. 自動機による預金の預け入れ

- (1) 自動機を使用して預金の預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。また、通帳を同時に挿入することにより通帳記入も合わせて行います。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。また、通帳を同時に挿入することにより通帳記入も合わせて行います。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 払戻請求金額と6. (2)に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

5. 振込

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。挿入されたカードの口座より指定された金額を自動的に払戻し、お振込先口座へ振込入金します。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書、また振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 時間帯により操作途中で画面上に「振込予約のご案内」が表示された場合は、お振込先口座への入金は、ご案内画面上に表示している日付となります。
- (4) 当組合自動機の案内手順に従って操作し、振込先の「確認」を押されたあとは取消しはできません。
- (5) 振込金額、振込手数料金額、6. (2)に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、振込できません。

6. 自動機利用手数料等

- (1) 当組合および預入提携先の自動機から預け入れする場合、当組合およびご利用になる金融機関が定める手数料が必要となります。
- (2) 当組合および支払提携先の自動機から払戻しする場合、当組合およびご利用になる金融機関が定める手数料が必要となります。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預け入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預け入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の自動機利用手数料および振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

7. 自動機の故障等

停電、故障等の場合、お取扱いを一時停止することがあります。

8. カードによる預入、払戻金額等の通帳記入

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、当組合の自動機または当組合の本支店の窓口に通帳を提出されたときに記入します。なお、自動機による口座振込の場合は、自動機利用手数料金額と振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. カード・暗証の管理等

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (3) カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる現金の払戻し停止の措置を講じます。
- (4) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. 盗難カードによる払戻し等

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気付いてから、すみやかに当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)(2)の規定は、前記(1)にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (A) 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - (B) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - (C) 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを失ったとき、または氏名、社名（団体名）、代表者名、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人または代表者から当組合所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、10.、11. に定める場合を除き、当組合は責任を負いません。

13. カードの再発行等

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

14. 解約、カード利用停止等

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など、当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 15. に定める規定に違反した場合
- ② 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

15. 譲渡、買入れ等の禁止

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

16. 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

17. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定および貯蓄預金規定により取扱います。

18. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。